

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>第1条 ～ 第20条 変更なし</p> <p>第21条（反社会的勢力との取引拒絶）  <u>この当座勘定は、第22条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>第22条（解約）            ①（同右）</p> <p>② <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>2. 本人が、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u>  <u>B. 暴力団員</u>  <u>C. 暴力団準構成員</u>  <u>D. 暴力団関係企業</u>  <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u>  <u>F. その他前各号に準ずる者</u></p>	<p>（新設）</p> <p>第21条（解約）            ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>（新設）</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p><u>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>— (同右)</p> <p>— (同右)</p> <p>— (同右)</p> <p>— (同右)</p> <p>第<u>23</u>条（取引終了後の処理）</p> <p>第<u>24</u>条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第<u>25</u>条（個人情報センターへの登録）</p> <p>第<u>26</u>条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p>(新設)</p> <p>— 当金庫は、支払預金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</p> <p>— 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>— 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>— 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年3月と9月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも同様とします。</p> <p>第<u>22</u>条（取引終了後の処理）</p> <p>第<u>23</u>条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>第<u>24</u>条（個人情報センターへの登録）</p> <p>第<u>25</u>条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>